

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下、特定外来生物法）」

—改正すべき点—

2005年6月に施行。必要があれば、5年後（2010年）に見直し。

日本熊森協会の素案

（はじめに～日本熊森協会の基本的な立場～）

生態系保全に取り組む自然保護団体として、 外来生物を野に放つことは認められない

安易に外国の生物を輸入した業者、輸入を許した国、買った人、捨てた人、これらの人の責任は大変大きいものである。外来生物が在来生態系にもたらす影響はどれもそれなりにあり、この問題がとても大変な問題であることを一人ひとりが自覚すべきである。

1 野生動物は原則として輸入禁止に 法7条関係

現在の法律の枠組みは、政令で定める種類の生物のみ特定外来生物として、輸入や飼養を制限するものである（現在96種）。

しかし、在来の生態系を守るといふ法の目的からすると、在来生態系への影響の大小など輸入時点でわかるものではなく、外国に生息する野生生物は原則としてペットとしてなどに輸入すべきではない。まして、気候風土の全く違う国に連れて来られる野生生物の苦痛を思うと、人道上からも認められない。

日本は、野生生物の輸入大国であり、国内への輸入を止めなければ、他のどのような対策を講じても、いずれ野で繁殖するものが出てくる。これでは外来生物問題はいつまでも解決しない。

2 外来生物対策にも生命尊重の思想を

外来生物も在来種と同様に命ある存在であり、彼らは人間の勝手な都合により不本意に本来の生息地から連れてこられたいわば被害者である。在来種と外来種の生命の重さに違いはない。外来生物の自然界からの排除（＝皆殺し）を推進する現行法の姿勢を、生命を最大限尊重するものへと転換すべきである。

在来生態系からの排除が可能な外来生物に関しては、捕獲後、市民や行政の手で手厚い終生飼育を行うことは、平和でやさしい人間社会を作っていくためにも必要である。

3 不可能な根絶政策は

無益な殺生・税金の無駄遣いなので中止を

既に日本で野性化した外来生物は、現実的に人間の手で、根絶をすることは不可能である。あえてしようとすると、無用の殺生、税金の無駄遣いに終わる。

教育、倫理、費用対効果の面からも、外来種根絶殺害策は誤りであり、方向転換をすべきである。

- （1）生態系からの排除の可能性について、真摯に検討をした後に防除方針を立てるべきである。排除の可能性についてほとんど検討せず、根絶という理念を先行させて、大量の外来生物を捕殺し続けている現在の政策はあまりにも不合理である。

(2) 生態系からの排除は、日本の野に出てから時間が経過していないもので、短期間で確実にできるものに限定する。ただし排除のために捕獲した外来動物の生命も尊重し、できるかぎり飼育する。

もう既に日本の生態系に入りこんでしまった外来生物の排除は不可能なので中止し、新生態系の成立を待つほかない。

① すでに帰化生物になっているものは⇒原則放置

(セイヨウタンポポ、セイタカアワダチソウ、アメリカザリガニ、マングース、ハクビシン、台湾リスなど)

② まだ帰化生物になっていないが、野で繁殖し生態系から取り除くことが不可能なもの⇒原則放置 (アライグマ、ブラックバス、アカミミガメ)

※ただし、小さな島で外来種が在来の絶滅危惧種を絶滅させる恐れがある場合は放置せず、棲み分けが実行できるような人為的な囲いを設置するなど、在来種の積極的な保護に手がけ、外来種を殺さない方法で対処する。(ヤンバルクイナなど)

③ 生態系から取り除くことが可能なもの⇒捕獲して飼育 (ワニ、トラ)

4 飼養規制を

人が愛情を持って飼育できる常識的なものに

法5条、6条、10条関係

法施行前から飼育していたり、また保護飼養のために新たに飼育することになったりした外来生物に対する飼育規制が、オリから出してはいけないなど、生態系への影響を防ぐという目的との関係でも不必要に厳しいものとなっており、外来生物に愛情を持って飼育することが不可能なものとなっている。

生命尊重の観点からも、不必要な制限はすべきでない。

5 外来生物による農林水産業被害対策は

法の目的とすべきでない

法1条、2条関係

農林水産業被害は、外来種・在来種を問わず生じている問題であり、農林水産業被害は、鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律で十分に対応可能である。

外来生物問題とは、外来生物が在来生態系に与える影響についての問題が本来的なものであり、農林水産業被害は、外来生物の捕殺を正当化する道具とされているにすぎない。